

藤津文書の発見

昭和四十六年八月十一日、当時
公民館主事岡藤正作氏と社会福祉
協議会国司武雄氏が、草添山腹の
「寺屋敷」を現地調査し、帰途、
立寄ったのが事の始まりである。

当時山口県では文化財としての古
い民家を緊急調査中で、公民館に
も調査が依頼されていたので、岡
藤主事も、村内を歩きながら古い
家の発見に努めていたものと思う。
両側の高い石垣を見上げながら
藤津家に一步踏み込むと、昔なが
らの広い家で、屋根裏に「こうも
り」が飛んでいるし、奥さんにき
いてみると果して古い家で、百八
十年はたっているという。さらに
倉の中には驚くべき量の古文書が
大切に保存されていることがわか
った——という次第である。

県教育委員会の民家緊急調査報
告書「山口県の民家」に「藤津家
は大内氏の家臣の出とい、代々
庄屋を勤めていた家柄である。家
伝によると五、六代の時に失火が
あり主屋を焼失、いまの建物はそ
の後に再建されたものであるとい
う。同家には宝暦の検地帳をはじめ
め、寛政以降の文書多数が残され
ており、寛政九年の蔵屋根替帳な
どもあつて、だいたい寛政初年に
再建されたものと考えてよいであ
らう。桁行八間半、梁間四間半の
堂々とした建物で、平面は六畳三
室を前後に並べた整形六間取りで
ある。座敷は六畳で、書院と床を
直角に配置し、周囲には広疵を設
けるなど、藩政時代末期の庄屋住
宅を示す数少ない遺構として注目
される。」とある。

粟屋家について

本論から少しはずれて申しわけな
いが、藤津家が代々仕えていた領
主要屋家について、概略をのべて
みたい。

粟屋家は清和源氏の流れをくむ
家柄で、先祖は関東地方におこり、
常州(常陸国)粟屋庄にいたころ
から粟屋姓を名のつたものらしい。
幾代かの後、芸州(安芸国)に移
り、「元種」のところに毛利元就に
仕えて戦功があつた模様である。
毛利輝元が関ヶ原戦に敗れて、広
島から萩に移封されたとき、粟屋
一族も殿の伴をして萩に移つた。
粟屋家はそうした因縁から、毛利
一門と永代家老に次ぐ高い家格で、
家老を出すことのできる身分の

藤津文書 (その二)

「寄組」である。寛永二年(三五
〇年前)「粟屋元貞」が初めて二
百石を日置の地(畑?)に賜わり、
日置村との関係が生じたわけであ
る。以来だんだん知行も増加し、
天保のころには、千百余石を日置
村に領することになり、大内山を
除く南部地区はほとんど粟屋領と
なつた。粟屋領は日置村のほか
に熊毛郡、都濃郡、大島郡、吉敷郡
にもあり、あわせると約五千石の
大身であり、萩城下に広い屋敷が
あつた。(村広報九月号にも関係
記事があります。)

藤津文書の整理

一ヶ所にこれほどたくさん古
い文書が保存されていた例は珍し
いことであり、その量において県

下一であろうと専門家は言ってい
る。

整理にあつた昭和四十八年度
と四十九年度の二ヶ年、毎月一回
山口県立図書館の樹下明紀先生に
来てもらい、長門市の羽仁先生や
末永義人さんたちにもぜひぶん協
力してもらつた。日置村郷土史研
究会のメンバーも毎回数名出て手
伝つたが、何としても昔の字が読め
ない私たちだから、チンプンカン
プン何が書いてあるやらサツパリ
わからない。一字一字教えてもら
わねばダメなのである。大量の古
文書の中から綴じ物を取り出して、
その「標題」と「年号」「記述者」
などを読みとり、別製の封筒の中
に入れて、その封筒の表に書きつ

藤津文書 (その二)

けしておくわけ
である。中味
など読めもし
ないし、標題
を表記するのが一生懸命である。
綴じ物が無くなると、今度は一枚
ものの整理であるが、これがまた
大変。内容が読めないから、封筒
の書ききもできない。
今までに整理済みのもの約千点
であるが、おもに綴じ物で、一枚
ものはわずかである。だから未整
理のものが沢山あるが、それらは
一枚ものばかりである。

藤津文書の内容

「大津郡日置村の内粟屋帯刀殿
知行所田畠小村三二ヶ所の内一
三〇ヶ所の絵図」
是は宝暦検地の絵図であるが、
この厚い綴じ物も一点と数え、紙
一枚ものも一点と数えて、合わせ
て千点という表現であるから、内

容はまったくまちまちである。
それらを分類してみると——

- 一、支配に関するもの 一三〇点
 - 二、土地 一一七点
 - 三、貢租 二〇七点
 - 四、経済 四五点
 - 五、社会 五二点
 - 六、産業 二五二点
 - 七、交通 二〇点
 - 八、宗教・教育 六七点
 - 九、民俗 五二点
 - 十、粟屋家 一一一点
 - 十一、藤津家 九六六
- 時代別に見ると、文化文政以後
のものが大部分であるが、もつと
も古いものとしては、寛文年間
(今から三百年前)のものが二点あ
る。

- 〇「粟屋帯刀殿御拝領地絵図」、
寛文八年
 - 〇「御請状のこと」寛文十一年
それに次ぐものはずつと降つて
〇延享年間のもの 二点
 - 〇寛延年間のもの 三点
 - 〇宝暦年間のもの 九点
- (宝暦の検地絵図が主)
最後は明治二十年頃まであつて、
明治時代関係は、三百六十点に及
び、やはり一番たくさんあります。
(村史調査室)

毎週土曜日午前七時より
十五分間「きょうの健康」
「あすの年金」がテレビ山
口(TYS)で放送されま
すので、多数視聴して下さい。

国民健康保健税のしくみ

国民健康保険は、被
保険者がお医者さんか
かかった場合、三割を
窓口で支払い、残りを
村が負担するもので、
また、患者負担となる
三割の額が、最高三万
九千円以上となつた場
合には、超えた額を高
額療養費として支給す
ることになっています。
ですから、治療費がい
かに多額であつても、患者の負担
は月に三万九千円が最高です。

国保事業の運営の資金として、
医療費の四十五%が国の負担であ
り、残りの二十五%を保険税でも
つのがたてまゝなっています。
このほかに高額療養費、その他助
産費などの給付についても、国庫
補助金の残りをみながら納めら
れる保険税でまかなうことになり
ます。医者にかかる人が多くなり
医療費の支払いがふえると国の負
担もふえますが、それにつれて納
付する保険税も高くなります。

保険税は、世帯割、被保険者割
(人数)、被保険者の前年の所得、
固定資産税額を基礎として世帯ご
とに賦課されます。ただし五十二
年度の保険税の年額の最高額は十
七万円です。

住民が年度途中で転入、転出や
出生、死亡または、職場の健康保
険に加入したり、やめたりしたと
きは、十四日以内に届け出ること
になっていますが、これらの場合
には保険税も計算しなおすことにな
ります。これらへの届け出が遅れ
ると不利益をまねくことになりま
すので、注意してください。